

名古屋市グリーンリフォームローンS融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、住宅の断熱改修工事を住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンSの借入れによって実施する者に対し、市が予算の範囲内において適合証明書の発行に係る手数料（以下「手数料」という。）の補助を行うことで、断熱改修工事の実施を支援し、住居のエネルギー消費性能の向上を図ることで、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

2 前項の手数料補助については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機構 独立行政法人住宅金融支援機構をいう。
- (2) 融資 機構の「グリーンリフォームローンS」による融資をいう。
- (3) 適合証明検査機関 機構と協定を締結している指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 適合証明書 適合証明検査機関の発行する「住宅改良工事適合証明書」をいう。
- (5) 利子補給 「名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度」に基づく利子補給をいう。

(適合証明書発行手数料に係る補助)

第3条 市長は、利子補給の申請者が、適合証明書を取得した場合において、当該申請者に対して、予算の範囲内において手数料を補助する。

(適合証明書発行手数料補助の要件)

第4条 適合証明書発行手数料補助の要件は、次の各号の事項に該当するものとする。

- (1) 融資の契約者と手数料補助を申請する者が同一であること。
- (2) 融資の対象となる住居が名古屋市内に所在していること。
- (3) 利子補給の資格申請を行っていること。
- (4) 前号に掲げる申請を行った者自らが適合証明検査機関に適合証明書発行手数料の支払いをしていること。

(適合証明書発行手数料補助額)

第5条 手数料の補助額は、適合証明書の発行に要した費用とし、15万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 適合証明書発行手数料補助の交付の申請をしようとする者は、適合証明書を受け取る前までに、適合証明書発行手数料補助金交付申請書（第1号様式）に、第2項各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に定める申請書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 融資承認通知書の写し
- (2) 機構に申し込んだ融資の申込書の写し
- (3) 適合証明の申請書及び見積書の写し等（申請書発行に係る金額がわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をする。

2 市長は前項の規定による審査の結果を、適合証明書発行手数料補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた適合証明書発行手数料補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、その決定を受けた後に申請した内容に変更が生じたときは、適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更申請書（第3号様式）に変更の内容を証明する書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の変更を決定した場合は、適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更決定通知書（第4号様式）により、対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、適合証明書発行手数料補助金の交付を受けようとするときは、適合証明書の発行日から起算して30日以内もしくは適合証明書の発行日の属する年度の3月末日のどちらか早い日までに、適合証明書発行手数料補助実績報告書（第5号様式）に、次の各号の書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 適合証明書の写し
- (2) 適合証明検査機関からの請求書等
- (3) 適合証明書の領収書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(適合証明書発行手数料補助金額の決定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、交付すべき適合証明書発行手数料補助額を確定し、適合証明書発行手数料補助金額確定通知書（第6号様式）により、補助決定者に対して通知するものとする。

(適合証明書発行手数料補助金の請求及び交付)

第12条 補助決定者は、前条に規定する通知の後、適合証明書発行手数料補助金請求書（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求の後、補助決定者に適合証明書発行手数料補助金を支払うものとする。

(適合証明書発行手数料補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 機構から融資が行われなかったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(適合証明書発行手数料補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により適合証明書発行手数料補助金の交付決定を取り消したときは、交付した適合証明書発行手数料補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(報告及び調査)

第15条 市長は、適合証明書発行手数料補助に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、必要な事項について報告を求めるとともに調査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、適合証明書発行手数料補助に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

適合証明書発行手数料補助交付金申請書交付申請書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

次のとおり適合証明書発行手数料の補助を受けたいので、名古屋市グリーンリフォームローンS 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。

1 申請額

金 円

2 適合証明の内容

対 象 の 住 宅 の 所 在 地	名古屋市
機 構 へ の ロ ー ン 申 込 日	年 月 日
適 合 証 明 書 発 行 の 予 定 時 期	年 月 頃

3 添付書類

- ・ 融資承認通知書の写し
- ・ 機構に申し込んだ融資の申込書の写し
- ・ 適合証明の申請書及び見積書の写し等（申請書発行に係る金額がわかるもの）
- ・ その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

適合証明書発行手数料補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助金の交付について、次のとおり決定したので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 対象物件	
所 在 地	名古屋市
2 交付決定	
手 数 料 補 助 金 額	円
3 不交付決定	
理 由	
備 考	

第3号様式（第8条関係）

適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更申請書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で手数料補助金の交付決定のあった名古屋市グリーン
リフォームローンS融資に係る適合証明書発行手数料補助制度について、下記のとおり変
更したので、名古屋市グリーンリフォームローンS融資に係る適合証明書発行手数料補助
制度要綱第8条の規定により申請します。

記

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 変更内容

変 更 前	変 更 後	変 更 事 由 発 生 日

3 変更理由

--

備考

- 1 変更のあった事項のみ記載してください。
- 2 変更内容については、変更前及び変更後の欄に、その内容が対比できるように記載してください。

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

様

名古屋市長

適合証明書発行手数料補助金交付申請事項変更決定通知書

年 月 日付け第 号で手数料補助金の交付決定のあった申請内容について、
年 月 日付変更申請書に基づき、下記のとおり変更を行うので、名古屋市グリーン
リフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 9 条の規定により通
知します。

1 対象物件		
所 在 地	名古屋市	
2 変更内容		
手 数 料 補 助 金 額	変 更 前	円
	変 更 後	円
そ の 他	変 更 前	
	変 更 後	

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

適合証明書発行手数料補助実績報告書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で適合証明書発行手数料補助の交付決定のあった手数料補助について、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

1 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

2 実績報告

支 払 額	金 円
支 払 日	年 月 日

3 添付書類

- ・適合証明書の写し
- ・適合証明検査機関からの請求書等
- ・適合証明書の領収書等
- ・その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

名古屋市長

適合証明書発行手数料補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定を行った名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助金については、年 月 日付実績報告書に基づき、下記のとおり手数料補助額の確定を行いましたので、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

1 確定交付金額（手数料補助金額）

金 円

2 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

適合証明書発行手数料補助金請求書

年 月 日

名古屋市長 様

（申請者）

住 所
氏 名

金額確定通知書で通知のあった手数料補助金額について、名古屋市グリーンリフォームローン S 融資に係る適合証明書発行手数料補助制度要綱第 1 2 条の規定により請求します。

1 請求金額

金 円

2 振込先口座

金 融 機 関 名	（金融機関コード： ）
本 ・ 支 店 名	
口 座 種 別	1．普通 2．当座 3．貯蓄 4．その他
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
口 座 名 義 人 フ リ ガ ナ	
口 座 振 替 登 録 番 号	

3 対象物件

所 在 地	名古屋市
-------	------